

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見募集(パブリックコメント)について

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和6年8月24日（土）から令和6年9月22日（日）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 意見募集の対象

別添「【概要】特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」について

2. 意見募集要項

（1）募集期間

令和6年8月24日（土）から令和6年9月22日（日）まで
（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見
（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

・ 該当箇所（どの部分についての御意見か該当箇所が分かるように明記してください。）

・ 意見内容

・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

（注意事項）

・ 御意見は日本語で提出してください。

- ・郵送の場合は、A4版の用紙にて提出してください。
- ・電話や意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

(3) 意見提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 宛て

(4) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

- ・電子政府の総合窓口 [e-Gov]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、120 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「『「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見』関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記「2.（3）意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(注意事項)

- ・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・御意見中に、個人に関する情報であつて特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

(5) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL:03-5501-3157
電子メール: env-basel@env.go.jp